## 平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	30		<u>府 省 庁</u>									<u> </u>	名 国土交通省						
対象税目		個人	人住民税	法人信	主民税	住民	税(利子	割)	事業税	不動	産取得税	适	定資	産税	事業所	· 说 -	その他	(	)
要望 項目名		消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策																	
要望内容(概要)		消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、消費税法改正法、関連閣議決定及び三党合意を踏まえ、住宅の取得について、税制措置(国税・地方税)及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を講ずる。																	
関係条文		-	_																
減 見返		(1	初年度)	_		(	- )	(픽	<b>P</b> 年度)		_	(	_	)	(単位	: 百	万円)		
要望	理由	F		)取得に ドその反		- •				_	:等から、 :、一時 <i>0</i>								. —
		新見るのである。	住、ころなどとは常た住所では、ころないでは、これでは、このでは、このでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	数十年 対	活な費に%がの響過れのど税大減続特を程た基長率き、い徴平でと	期 の は は は に に で を 準 所 こ の に が 影 に の を 進 れ に の を が に の に る 。 に る 。 に 。 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。	わたって作りを 10 とう 10 とう 10 とう 10 とう 10 で 10	で伴ば一ち背綴った 使いすH9。費緩つ今 の	月される 駆込みが ご134万万 説法改配 で検討	耐需あず 法点をしれ要るの ほらしき	多くのほかで またる。 またる。 またる。 またる。 またる。 またる。	るも(等) が 大取(10)	のでするが回り、 ひいこう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう ひょう かんしゅう かんしゅう ひょう かんしゅう ひょう かんしゅう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	ある。 きく生 院工 一 党 で う い 引 う の の の の の の の の の の の の の の の の の の	Eじる特  上げ時 数は平成  意にお  、平成 2	数が (H9 た8 生 ハケ年 そ	あり、 )には まをピー は、以ぞれ	それに 、新設 ークとし 時の税 の税制 十分な	は住て、 負正策
	望に する 域案	_																	
-											o° >>				0/	١ 1			

消費税法改正法、関連閣議決定及び三党合意において、住宅取得に係る措置に関し、次の文 言が盛り込まれている。 ○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24年8月22日法律第68号)(抄) (税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置) 第七条 第二条から前条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一 年法律第十三号)附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保 障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する 抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、 それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。 - 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む。(中略))の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討するこ チ 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及び その反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、 住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。 公 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及 び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正す る法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成24年3月30日閣議決定)(抄) 検討課題に対する法案提出後の対応の方向性 政策体系におけ 以下の各事項については、法案提出後、与党と連携しつつ速やかに検討し、以下の方向により対応していく。 る政策目的の位 置付け 今後の対応の方向性 事項 ○ 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率 (国・地方)の引上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影 合 響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩 理 和する観点から、関係各省において、関係団体からの意見も踏まえ、税制 住宅取得に 改正要望等の検討作業を進めた上で、大綱で示された方針に沿って、平 性 係る措置 成25年度からの税制改正等の過程で検討を行い、消費税率(国・地方)の 8%への引上げ時及び 10%への引上げ時にそれぞれ所要の措置を実施 する。 ○ (略) 消費税の税率の引上げに当たっても、住宅を失った被災者の 方々が恒久的な住まいを確保する際には、地域全体のまちづくりを進める 中で支援を行うなど、被災者の方々の負担緩和への配慮を行う。中長期的 復興に関す な視野をもって復興に取組むため、福島県等における原子力災害や農産 る方針 品等に対する風評被害を含め、復旧・復興の状況や被災地の要望も踏ま <u>え、今後とも、必要な税制上その他の支援を実施する。</u> ○ 税関係協議結果 (平成 24 年 6 月 15 日 民主党・自由民主党・公明党) (抄) ・ 住宅の取得については、第7条第1号トの規定に沿って、平成25年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合 的に検討を行い、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時及び10%への引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施する。 政策の 達成目標 税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間 同上の期間中 の達成目標 政策目標の 達成状況 ページ 30-2

有数	要望の措置の 適用見込み		
効 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		_
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策(国税)
相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		
	要望の措置の 妥当性		_
税負担軽減措置等の 適用実績			_
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)			_
前回要望時の 達成目標			_
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由			_
これまでの要望経緯			_
-		ページ	30–3